

育休を取得する同僚を支援する職員へ 勤勉手当への加算(最大15%)を行います。

全国的に少子化が進展する中で、うきは市は「こどもまんなか社会」の環境づくりを進めております。そのため、うきは市役所では、職員全体で出産や子育てを支え合い、温かく受け入れられる職場環境を形成するため、育児休業を取得した職員の業務をサポートした職員に対する勤勉手当の加算措置(育児支援手当)を導入します。

育児休業取得職員



育児休業支援職員



業務をサポート

育児休業を取得した職員の業務をサポートした所属職員の勤勉手当を

1カ月につき**2.5%**加算

最大6か月で15%加算

対象となる育児休業	1か月を超える育児休業 (当該育児休業に係る代替職員が配置された期間を除く。)
支給対象職員	当該育児休業を取得した職員と同じ所属の職員 (所属長による選出)
加算額	直近の勤勉手当について、一か月につき2.5%(最大15%) (目安 一か月7,500円程度【最大45,000円程度】 [※給料月額30万円の場合])
導入時期	令和7年度から導入

(参考) 該当者: 令和7年6月支給分 8名

この件に関するお問い合わせ

総務課人事係

TEL 0943-75-4980

mail jinji@city.ukiha.lg.jp